

守成クラブ土浦会場規約

第1条 名称

『守成クラブ土浦会場』とする

第2条 目的

守成クラブは、単なる異業種交流とは違い「商売繁盛」を前面に打ち出し、「本音で自社をPRし互いに商売（実利）に徹して売上を伸ばす」ことを第一の目的とする。「創業は易し守成なり難し」という守成クラブの理念の基、会員企業を「かけがえのない自分の会社を絶対に潰さない」「守って守って守りぬく」ことを活動理念とする。

第3条 事業

守成クラブ土浦会場は第2条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う

- 1)毎月1回例会を開催し、会員はこれに積極的に参加するものとする
- 2)会員相互の親睦の為の事業を行う
- 3)県内外守成クラブメンバーと積極的に交流し、ビジネスの輪を広げる

第4条 会員資格

1)入会資格

入会には守成クラブ会員の紹介を要し、事業所の代表者もしくは決裁権を有するものとする。また、1業種5社を上限とするが、詳細は執行部にて決定できるものとする

2)会員資格

満18歳以上で、次項第5条で定める入会金、会費を適正に納入し、第8条に定める退会規定に反しないものとする

3)会員の種

会員は正会員、準会員にて構成されるものとする。会員の紹介にて入会したものを準会員、入会后1名以上の会員を紹介し入会させたものを正会員とする。準会員は入会后1年以内に新入会員を入会させるよう努める

4)会員の移動

会員から所属会場を移動したい旨の申し出があった時は、土浦会場執行部と、移動先会場代表者の承認を得て移動できるものとする

第5条 会費

- 1)入会金 11,000円は入会時に振込にて支払う。
- 2)年会費 19,800円は入会時及び更新時に振込にて支払う。
但し、本部の会費変更があった場合はこれに準ずる。

第6条 役員

1) 役員の名称を「世話人」とし、世話人を総称して「執行部」と呼称する

2) 世話人には以下の役職を置く

- ・ 代表 1 名
- ・ 副代表 1 名以上
- ・ 事務局長 1 名
- ・ 世話人 8 名以上

3) 世話人の責務

- ・ 代表は本会を代表し部務を総理する
- ・ 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する
- ・ 事務局長は事務の一切を取り仕切り、会計責任者として財務を管理する
- ・ 世話人は例会の円滑な運営に努め、会員のサポート、その他クラブ運営全般を円滑に進める事を責務とする

4) 世話人の任命

世話人は正会員とし、任命は自薦他薦を問わず、執行部会議で決定し任命する

5) 世話人の任期

世話人の任期は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とし、再任は妨げない また年度途中での任命においても 3 月 31 日までを任期とし、4 月度の執行部会議にて改選する

第7条 例会

毎月第二木曜日とし、18：30 開会を基本とする

第8条 会員総会

本会に会員総会を置く 代表は執行部会議内で決定した下記事項を総会にて会員に周知する

- ・ 年間事業計画
- ・ 前年度決算報告
- ・ 次年度予算
- ・ その他、当会運営の為に重要な変更が生じた場合

第9条 会計

会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日とし、毎年 1 回の会計報告並びに会計監査を受ける

会計責任者は事務局長とし、会計監査は選任された監事 2 名とする

第10条 退会規定

- 1) 会費未納入者
- 2) 反社会的勢力と関わりを持つもの

- 3) マルチマがい商法、投資、投機ビジネスなどを広げたもの
- 4) 金融商品の販売などを無資格で行ったもの
- 5) 執行部が当会場の会員にふさわしくないと認めるもの

第11条 規約の変更

本規約を変更する場合は、執行部にて起案し総会にて決定する

令和6年4月1日制定

守成クラブ土浦会場慶弔規定

第1条 この規定は会員に対する慶事、弔慰について定める

第2条 慶事、弔慰についての金額は次のとおりとする

- (1) 会員の結婚 10,000円

- (2) 弔慰金
 - ① 会員死亡の場合 10,000円
 - ② 配偶者死亡の場合 5,000円
 - ③ 直系父母、子死亡の場合 5,000円

- (3) 会員の店舗などの新規開店等 祝い花 1基
※(3)については会員からの告知をもって執行部手配とする

令和6年4月1日制定